平成３０年（フ）第１号
栃木県佐野市高萩町306番地６　メゾン・フーガＡ棟101
債務者　内田　浩子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第６２７号
千葉県木更津市羽鳥野６丁目20―８―203
債務者　児島　圭祐
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３９号
静岡市葵区相生町６番６号　相生レジデンス208号
債務者　夏目　敬子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３７７号
東京都国立市西２丁目４番地の19国立ファニー111
債務者　伊勢　隆則
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８４号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区23棟205号
債務者　岩崎　菊藏
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８５号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区23棟205号
債務者　岩崎　由子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５号
栃木県足利市葉鹿町２丁目26番地３　ニューマリッチ石川壱号館202
債務者　小泉　智子（旧姓青木・久保・斎藤・田島）
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８８８号
鹿児島市東千石町６番８号
破産者　株式会社芥
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３９０号
福岡市博多区博多駅東１丁目９番11号大成博多駅東ビル
破産者　株式会社ジンプライズ
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７７号
千葉県船橋市前原西８丁目12番10号　ベルフラッツ103号
破産者　久松　祥彦
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１０号
福岡県太宰府市五条６丁目７番１号　エスティー５　106号
破産者　塩津　寿雄
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４４号
千葉県市川市新田２丁目６番８号
破産者　原口　　明
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８７号
千葉県市川市市川南１―10―１　ザ・タワーズウェスト1906号、住民票上の住所千葉県市川市国分２丁目17番19号　（メゾン・オークス101号）
破産者　尾崎　英豪
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３３号
仙台市泉区実沢中山南25―５
破産者　有限会社アールティコーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町138番地12
破産者　イムスｅ―サポート株式会社
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９２号
栃木県鹿沼市板荷251番地12、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町138番地12
破産者　篠原　達夫
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９２号
埼玉県越谷市相模町１丁目９番１号、登記記録上の本店所在地東京都千代田区神田練塀町51番地
破産者　株式会社サンエス
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係